

広島県水道広域連合企業団管理規程第71号

広島県水道広域連合企業団職員証に関する規程を次のように定める。

令和5年10月2日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員証に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団職員証（以下「職員証」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第2項に規定する事務局に勤務する職員（非常勤の特別職を除く）をいう。

(職員証に関する事務の総括)

第3条 職員証に関する事務は、本部総務課において総括する。

(職員証の発行)

第4条 職員には、職員証を発行する。ただし、任命権者が発行を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 職員証の発行は、本部総務課長が行う。

(職員証の記載事項等)

第5条 職員証の記載事項等については、顔写真及び職員人事記録のうち企業長が別に定めるものとする。

(職員証の携帯及び提示)

第6条 職員は、職員証を職務中は常に携帯し、職務の執行に当たり職員であることを示す必要があるときは、これを提示しなければならない。

(職員証の書換え発行)

第7条 職員は、その職員証の記載事項に変更を生じた場合には、本部総務課長に申し出て職員証の書換え発行を受けなければならない。

(職員証の再発行)

第8条 職員は、その職員証を紛失した場合等には、本部総務課長に申し出て職員証の再発行を受けなければならない。

(職員証の破棄)

第9条 本部総務課長は、職員が退職又は死亡したときは、当該職員の職員証を破棄しなければならない。

(実施規定)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。